

南予地域転院搬送ガイドライン

1 経緯

近年、救急搬送件数は、ほぼ一貫して増加しており、このままでは真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

このような中「平成 27 年度救急業務のあり方に関する検討会」（総務省消防庁）において、限りある搬送資源を緊急性の高い事案に優先して投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要があるとし、重要な論点の一つとして、

※「転院搬送」に係る救急車の適正利用の推進についても検討がなされました。

検討会においては、転院搬送について、救急医療提供体制の確保に必要なものもある一方で、全救急出動件数の 1 割弱を占めるため全体の救急搬送件数に与える影響が大きく、救急車の適正な利用が特に求められていること、また、転院搬送における救急車の適正利用の推進のためには、消防庁と厚生労働省とが連携してガイドラインを作成し、各地域においては、当該ガイドラインを参考にしつつ、消防機関、医師会、医療機関等、関係者間で合意の上、救急業務として転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であることが報告されました。

また、愛媛県では「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準（平成 29 年 3 月）」の中に「救急業務として転院搬送を行う場合のルールについて合意形成を行う際の参照事項について」が追加されました。

以上を踏まえ、南予地域メディカルコントロール協議会では、構成する関係機関の合意の上、地域の実情に応じた本ガイドラインの作成に至りました。

※ 転院搬送（本ガイドラインでは「傷病者を医療機関から他の医療機関へ搬送すること。入院患者、外来患者を問わない。」とします。）

【関係通知】

「転院搬送における救急車の適正利用の推進について」

平成 28 年 3 月 31 日付け消防救第 34 号（消防庁次長→各都道府県知事、日本医師会長）

平成 28 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 48 号（厚生労働省医政局長→都道府県知事）

平成 28 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 49 号（厚生労働省医政局長→日本医師会長）

2 目的

救急業務での転院搬送の基準を定めることで、南予地域の医療機関及び南予地域の消防本部が転院搬送について相互に理解し、適正かつ円滑に遂行することを目的とします。

3 救急車を用いた転院搬送の要件

南予地域の消防本部が救急業務として行う転院搬送は、転院搬送を要請する医療機関（以下「要請元医療機関」という。）の医師が、下記の基本的要件全てに該当すると判断した場合に実施します。

基本的要件

- (1) 緊急性
緊急に処置が必要であること。
- (2) 高度医療等の必要性
高度医療が必要な傷病者、専門的医療が必要な傷病者、要請元医療機関での治療が困難な傷病者であること。

※参考 救急業務に該当する転院搬送は、「医療機関に搬送され初療の後であっても、当該医療機関で治療能力を欠き、かつ、他の専門病院に緊急に搬送する必要がある、他に適当な搬送手段がない場合は、要請により出動すべきものと解する。（昭和49年12月13日付け消防安第131号、広島県総務部長あて消防庁安全救急課長回答）との考え方が示されています。

4 転院搬送時の合意事項

- (1) 搬送先医療機関の確保について
要請元医療機関の責任において、あらかじめ搬送する医療機関を決定し、受入れの了解を得てください。
なお、特殊疾患等を有する傷病者を除き、原則として南予及び中予圏域への搬送とします。
- (2) 医師等の同乗について
要請元医療機関の管理と責任の下で搬送を行うため、傷病者の処置や管理等ができる要請元医療機関の医師又は看護師が同乗してください。
なお、医師が搬送途上において、生命及び病態悪化の危険がないと認め、医師等の同乗を要しない場合には、救急隊に転院搬送中に必要な傷病者の処置や管理等について引継ぎを行い、当該医療機関の責任において実施してください。
- (3) 転院搬送引継（同乗記録）書について
要請元医療機関は、別紙の転院搬送引継（同乗記録）書を作成してください。